

保育園における感染症対策

地域の医師の先生方へ

保育所における感染症対策ガイドラインが出来ました 学校保健安全法とは多少異なります

いつも保育園関係の子ども達が保健・診療などでお世話になっております。

この度、保育園では「保育所保育指針」が新しくなりました。

それに伴って国から「保育所における感染症対策ガイドライン」が示されました。

これまでの「学校保健安全法」に準じた対応とは異なる点もありますので、お目通しください。

乳幼児保育の特徴

1. からだのあらゆる器官が未完成で、その機能が未熟である
特に免疫能は非常に未熟である
2. 長時間、集団で生活する
3. 乳児は床を這いまわり、手にするものは何でも舐めまわす
4. 衛生教育、手洗い、うがいなど十分にはできない
以上の点で学童と同じ基準では対応できません

学校保健と異なる点

1. 「医師の意見書が必要な感染症」と「保護者の責任で登園届けを出す感染症」に分けられました。
2. 特にインフルエンザに関して、その「登園のめやす」が“解熱後3日を経過してから”となりました。
3. どの感染症においても登園のめやすは、
 - ① 感染力が低下し、集団発生や流行の恐れがほとんど無くなった
 - ② 保育園の集団生活に適應できるまでからだが回復しているこの2点を考慮して判断する。
4. 保育園における薬の取り扱い
保育所において薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定します。
その際には、保護者に医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼表が必要です。

保育園における感染症対策

保護者・保育園および自治体の役割

“変りましたのでご参考に”

1. 保護者の役割

- (1) 集団生活に必要な予防接種は、適切な時期に受けておくよう勧奨する
- (2) 日頃から保育園での健康・安全対策を知らせ、協力してもらうよう働きかける
健康・安全委員会などにも委員として参加してもらうよう要請する
- (3) 園や地域での感染症の流行状況は常に知らせる
園および生活圏での流行時には、早めに予防対策がとれるよう、適切にアドバイスする
特に兄弟も含め自分たちの子どもの健康状態をしっかりチェックしてもらう

(4) 園児やその家族が感染症に罹ったとき

- ① 園児が感染症に罹ったときは、早めに医療機関を受診し、診断結果を園へ連絡してもらい、必要に応じ休んでもらう
- ② 家族の感染についても園に報告をしてもらいましょう

(5) 感染症が治ったら

- ① 感染力が低下し、もう他の園児への感染の恐れがほとんど無くなっている
- ② 子どもが体力を回復し、保育園での日常の集団生活に支障がない

以上2点をかかりつけ医に確認してもらってから登園してもらおう

2. 保育園の役割

(1) 保育園全体として組織的に対応する

- ① 保育園内に健康・安全委員会を設置し、その中に感染症対策班を設ける
- ② 感染症対策班には、保育のすべてのスタッフおよび保護者を班員に入れる

(2) 全園児の感染症罹患状況を日々確認し、感染症情報としてまとめる

- ① 園の日々の感染症情報を正確に捉えておく
- ② 感染症の流行やその兆しが認められたとき保護者、全スタッフおよび関係団体などへ知らせる

(3) 地域の保育園、医師会、行政など多くの関連する組織などと連携して対応する

- ① 地域（市町村）の感染症情報センターへ自園の感染症情報を定期的に送る
- ② 感染症流行の兆しがでた場合には、市区町村として広域に対応する

3. 市区町村の役割

(1) 市区町村内に保育園健康・安全会を設置し、その中に感染症対策部会を置く

- ① 感染症対策部会は感染症の専門職、保育スタッフ、行政、市民などで構成される
- ② 感染症対策部会は市区町村における保育園感染症情報センターの役割を果たす
 - ・各保育園で対応できない問題を検討する
 - ・市区町村における保育園の感染症情報センターとして機能する
 - ・各園の感染症情報を収集し、地域の情報としてまとめ、関係諸団体へ情報を発信する。
 - ・都道府県における保育園の感染症情報センターへも配信する

保育園における感染症対策

感染症流行のめやす

“先生も使ってみてください”

1. 「流行の兆し」および「流行」のめやす

病名（感染経路）	流行の兆し	流行
結核・麻しん（空気感染）	市町村で1人でも発病すれば	園で1人でも発病すれば
インフルエンザ（飛沫感染）	市町村で 集団感染が出れば	園で1人でも発病すれば
百日咳（飛沫感染） 流行性角結膜炎（接触感染）	園で1人でも発病すれば	園で2人以上発病すれば
咽頭結膜熱（飛沫感染）	園で2人以上発病すれば	複数のクラスで発病すれば
その他の感染症	園で3人以上発病すれば	複数のクラスで発病すれば

これは日本保育園保健協議会感染症委員会で作成したものです。これまでこのような保育現場で使えるものがなく、今回初めて提案いたしました。

保育現場のみなさまからのご意見で、さらに使い易いめやすにしたいと考えております。

保育園における感染症対策

保育園における感染症の登園基準一覧表

保育園は乳幼児が集団で長時生活を共にする場です。

登園に際しては、以下の配慮をお願いいたします。

- ①園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと
- ②子どもの健康（身体）状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること

A. 医師が記入した意見書（診断書）が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症24時間前から後3日間が最も多く、通常7日以内に減る	発熱後5日間及び解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の数日前から後5日間位	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症2日前から耳下腺腫脹後5日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・眼脂など症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服薬後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌症（O157 など）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
帯状疱疹（ヘルペス）	水疱を形成している時間	水痘と同様

B. 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な治療を開始し1～2日間	抗菌薬内服後24時間経過し、全身状態が良好
マイコプラズマ肺炎	適切な治療を開始し数日間	発熱や激しい咳がなく、全身状態が良好
手足口病	急性期の数日間	発熱・重症の口内炎がなく、普段の食事ができまた、全身状態が良好
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良好

感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス)	症状が消失してからも1～2日間	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができ、 また、全身状態が良好
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	発熱・重症の口内炎がなく、普段の食事ができ、 また、全身状態が良好
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良好

医師の意見書の書式

意見書

保育園・園長殿

園児氏名 _____

病名「 _____ 」

____月 ____日から症状も回復し、集団生活に支障のない状態になったので登園可能と認めます

平成 ____年 ____月 ____日

医療機関 _____

医師名 _____ 印またはサイン _____

保育園（所）における薬の取扱い

保育園での薬の取り扱いについて（基本方針）

- 与薬は、日常の忙しい保育業務の中で、ほとんど保育士が行なっているのが現状です。
現在、1人の保育士が担当する園児の数は、おおむね0歳児は3人、1歳・2歳児は6人、3歳児は20人、4歳児以上は30人となっております。また、看護師の配置されている保育園は、全国では20%以下というのが現状です。
したがって、かぜ薬等については、極力保育園で扱わないで済むよう、保護者に協力をお願いしております。
- それにもかかわらずかぜや胃腸炎の流行する時期には、非常に多くの内服薬の依頼が殺到し、日常の保育業務の中で、安全管理に細心の注意を払いつつも安全に取り扱うことが困難になっている園も見受けられます。
- 慢性疾患等による定時内服薬、またどうしても必要な薬につきましては、上記与薬依頼票（保護者記載用）に基づいて、与薬を行っております。

主治医の先生方へのお願い

1. 保育園へ通っている子どもたちへの処方につきましては、子どもの病状にもよると思われますが、なるべく保育時間内での与薬をしないですむようにご配慮をお願い申し上げます。

子どもの保育時間を確認していただき、例えば、

① 2回投与（朝、夕）にする。（保育時間帯での与薬なし。）

② 3回投与が必要な場合 イ）保護者に少し早めの降園を勧め、保護者が与薬する。

ロ）朝・帰宅後・寝る前の3回服用にする。

などの処方をお願いいたします。

保育時間内にどうしても与薬しなければならない場合には、保護者に与薬依頼票を記入していただき、保育園に提出するようご指導ください。

2. 与薬にあたって、保育園（集団保育）での生活に関する留意点などがありましたら、その都度保護者並びに保育園へのご指導・ご助言をお願いいたします。

今後とも、園児たちの保健、健康増進につきまして、よろしくお願いいたします。